

就労継続支援 B 型 天 工賃取扱要綱

ここに定める内容は、特定非営利活動法人でっかいそら（以下「法人」という）が運営する、就労継続支援 B 型 天（以下「事業所」という）の通所者が就労活動の対価として得る工賃の取り扱いについて定めたものです。

第 1 条 対象施設

工賃の支払い対象となる施設は、以下の通りです。

住所 横浜市旭区今川町 5 - 6

名称 天

第 2 条 工賃支払対象者

工賃の支払対象者となる方は、上記施設に利用申込を提出し法人の決済を受けた後、通所することが決まっている方とする。

第 3 条 支払対象期間

工賃の計算は、工賃支給月の前月初日から月末までに入金された作業収入を計算する。

第 4 条 工賃支払日

工賃は、毎月 25 日に現金で通所者本人に手渡しにて支給する。但し、支給日が事業所の休日となった場合は、前営業日に変更する。

第 5 条 工賃の構成

対象者に支給する工賃の構成は、別紙 1 に定める内容とする。

第 6 条 作業内容

事業所で工賃が発生する作業は以下の通りです。

仕出し弁当（製造&配達）・請負作業・自主製品作成・横浜市高齢者見守り協働事業(買い物サポート事業)

第 7 条 工賃の取り扱い

様々な事由により作業量が増減した場合は、法人と事業所で協議し利用者の方々に説明し同意を得たうえで支給金額を増減させる場合がある。

第 8 条 工賃収入からの控除

第 3 条に定める期間の作業収入から、作業に必要な原材料費等の必要経費を差し引いた金額を支給対象収入とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。

別紙1

工賃の計算方法

支払工賃額 = $\overset{\text{※1}}{\text{時給}} \times \overset{\text{※2}}{\text{作業時間}}$ とする。

※1 時給 = (作業収入 - 必要経費) \div $\overset{\text{※3}}{\text{総作業時間}}$

※2 作業時間 = 作業に取り組んだ時間

※3 総作業時間 = 利用者全員の作業時間の合計